

南国市告示第 33 号

南国市食品加工業継続支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 26 日

南国市長 平山 耕三

南国市食品加工業継続支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、南国市補助金の交付に関する条例（昭和 53 年南国市条例第 20 号）第 17 条の規定に基づき、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の改正に伴い、食品加工業を継続するために施設又は機器等の整備が必要となった事業者に対し、当該施設又は機器等の整備に要する費用を補助することにより、地域の食品関連産業の振興に資することを目的とする南国市食品加工業継続支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助事業者等）

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び補助の要件は、別表に定めるとおりとする。

（交付申請）

第 3 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、南国市食品加工業継続支援事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第 4 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すると決定したときは、南国市食品加工業継続支援事業費補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、補助事業者に通知するものとする。

（遵守事項）

第 5 条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵

守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、事業に係る契約等において暴力団を利することとならないよう、南国市の暴力団の排除に係る取扱いに準じて行うこと。
- (2) 補助事業を行うために締結する契約は、南国市が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行うこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (5) 補助事業により取得した財産のうち1件当たりの取得価格が50万円以上の機械又は器具で、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）を経過しないものにあつては、財産管理台帳（様式第3号）その他関係書類を保管しなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を図ること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、処分制限期間内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供しないこと。
- (8) 前号の規定により市長の承認を受けて財産の処分をしたことにより収入があった場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従って当該収入の全部又は一部を南国市に納付しなければならないこと。
- (9) 補助事業の実施において物品等を調達するときは、高知県の定める高知県グリーン購入基本方針（平成13年4月策定）に基づき環境物品等の調達に努めること。
- (10) 南国市補助金の交付に関する条例及びこの要綱の規定を遵守すること。

（概算払）

第6条 補助事業者は、市長が補助事業の目的を達成するために必要と認めるときは、南国市食品加工業継続支援事業費補助金概算払請求書（様式第4号）により、

補助金の概算払の請求を行うことができる。

（変更申請等）

第 7 条 補助事業者は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに南国市食品加工業継続支援事業費補助金変更等承認申請書（様式第 5 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（繰越承認申請等）

第 8 条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、市長が別に指定する日までに南国市食品加工業継続支援事業費補助金繰越承認申請書（様式第 6 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により市長の承認を受けたときは、市長が別に指定する日までに南国市食品加工業継続支援事業費補助金年度終了実績報告書（様式第 7 号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第 9 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 10 日のいずれか早い日までに、南国市食品加工業継続支援事業費補助金実績報告書（様式第 8 号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（額の確定）

第 10 条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付の額を確定し、南国市食品加工業継続支援事業費補助金確定通知書（様式第 9 号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を交付しているときは、期限を定めてその超える額に相当する金額の返還を命じるものとする。

（交付請求）

第 11 条 前条第 1 項の規定による補助金の交付の額の確定の通知を受けた補助事業者は、南国市食品加工業継続支援事業費補助金交付請求書（様式第 10 号）を

市長に提出し、補助金の交付の請求を行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第 12 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その取消しに係る金額の返還を命じることができる。

- (1) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (4) 南国市補助金の交付に関する条例及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めたとき。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金について第 5 条第 4 号から第 8 号まで及び第 12 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第２条関係）

補助事業者	次に掲げる要件を全て満たす者 (1) 令和３年５月３１日以前から継続して次に掲げる食品加工業を営む者であること。 ア 漬物製造業 イ 水産製品製造業 ウ 複合型冷凍食品製造業 エ 複合型そうざい製造業 オ 液卵製造業 カ 食品小分け業 (2) 南国市内に住所又は主たる事業所を有する者であること。 (3) 南国市内に所在する食品加工を行うための施設又は機器等の整備を行う者であること。 (4) 南国市税、高知県税及び高知県に対する下記の資金に係る滞納のない者であること。 ア 中小企業高度化資金貸付金 イ 産業パワーアップ融資 ウ 中小企業設備近代化資金貸付金 エ 農業改良資金貸付金 オ 林業・木材産業改善資金貸付金 カ 沿岸漁業改善資金貸付金
補助事業	高知県食品衛生法施行条例（平成１２年高知県条例第１０号）第４条に規定する営業施設の基準を満たすために行う施設又は機器等の整備
補助対象経費	補助事業に要する経費のうち、次に掲げるもの。ただし、消費税及び地方消費税は補助金の交付の対象外とする。 (1) 建物の建築又は改修費 (2) 構造物の整備又は改修費 (3) 備品購入費 (4) 消耗品費 (5) 原材料費
補助金の額	次の各号に掲げる施設又は機器等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、補助対象経費の額に３分の２を乗じて得た額が１０万円に満たない場合は、補助金を交付しない。 (1) 補助事業者が単独で食品加工を行うために利用する施設又は機器等 補助対象経費の合計額に３分の２を乗じて得た額（１，０００円未満の端数切捨て）又は１００万円のいずれか低い額とし、予算の範囲内で市長が必要と認める額 (2) 複数人が食品加工を行うために利用する施設又は機器等 補助対象経費

	の合計額に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数切捨て）又は200万円のいずれか低い額とし、予算の範囲内で市長が必要と認める額
補助の要件	1 令和6年12月31日までに補助事業を完了させること。 2 補助事業の完了の日までに、補助事業を実施した施設又は機器等の利用者全員が食品加工業の営業許可を受けること。 3 複数人が食品加工を行うために利用する施設又は機器等の整備を行う場合にあっては、当該施設の利用者のうち、補助事業者を含む2名以上が令和3年5月31日以前から継続して補助事業者の項第1号に掲げるいずれかの食品加工業を営む者であること。